

インターネット時代のマスコミ規制

藤井正希*

はじめに

現代社会は世界の隅々までインターネットが張り巡らされており、情報の世界的な送受信が瞬時に可能となっている。例えば、インターネットを利用すれば、日本に住む一個人がアメリカのニューヨーク・タイムズに意見を投稿することや、ホワイトハウスでの出来事をリアルタイムで知ることなどは極めて容易である。このようなインターネット社会の進展により、世界各国の国境の壁はますます低くなり（いわゆるボーダレス社会化）、さらに、地球規模での世界の一体化（いわゆるグローバル社会化）が一段と加速されている。

このような時代においては、いわゆるマスコミ（その概念の詳細については後述）の存在形式や存在意義も大きく変容せざるをえない。マスコミは、欧米先進諸国の何れの国にも存在し、社会的に大きな役割を果たしている。マスコミは、現代社会においては必要不可欠の存在と言っても過言ではない。それは日本においても例外ではなく、江戸時代の瓦版に見られる如く、その歴史は極めて古い。この点、伝統的な議論は、マスコミを新聞・雑誌等の印刷メディア

とテレビ・ラジオ等の放送メディアとに大きく二分し（いわゆる印刷と放送の二元的構図）、それぞれの特質に配慮しつつ、あるべきマスコミ規制を模索してきた。その際、いわゆる公正原則（公平原則）の是非が最大のテーマであった。総じて、マスコミの持つ報道機能を中心とする社会的有用性に鑑み、マスコミを規制すること（とりわけ法的な規制）は出来る限り回避すべきであると考えるのが世界の先進諸国共通の傾向であったといえる。その傾向は日本において顕著であり、日本ではマスコミに対する法的規制は少なかった。

しかし、前述したインターネット社会の進展により、新しいマスコミ、すなわちパソコン・携帯電話等の通信メディアが出現した（いわゆるマスコミの多様化）。よって、マスコミは、①印刷メディア、②放送メディア、③通信メディアの三つに大別されることになったが、放送メディアと通信メディアとは、次第に近づき、一体化する傾向にある。これが、いわゆる“放送と通信の融合現象”（その概念の詳細については後述）であり、現代のマスコミを語る上でのキーワードとなっている。そして、放送メディアと通信メディアは、印刷メディアと違

*早稲田大学大学院社会科学研究所 博士後期課程3年（指導教員 後藤光男）

い、視覚や聴覚に直接、訴えかけるものだけに、より強いインパクトがあり、社会的影響力は大きい。また、全世界に即時的伝達が可能であるという同時速報性もある。放送と通信の融合現象の下、放送メディアと通信メディアとを統一的・一体的に捉え、両者の活動を適正かつ十全ならしめる理論の確立が現代的課題となっている。

さらに、現代社会においては、以前とは比較にならない程、一部のマスコミは巨大化し、権力化していることから、それがもたらす弊害が社会的に看過しえないものとなりつつある。いわゆる報道被害や恣意的操作報道がその好例といえる。また、インターネットは匿名性の社会であることから、それを悪用した詐欺や名誉毀損等の犯罪行為も横行しており、その取締りが急務となっている。確かにマスコミの社会的有用性は否定しえないが、それを考慮してもなお、かかるマスコミのもたらす社会的弊害を除去するために、法的規制の必要性が生じてきている。

かかる問題意識に立って、私は本稿において、放送と通信の融合現象の下、放送メディアと通信メディアとを統一的・一体的に捉え、両者の活動を適正かつ十全ならしめる理論の確立を模索していきたい⁽¹⁾。具体的には、まずマスコミの概念や機能、弊害を押さえた上で、近時の放送と通信の融合現象を考察し、さらに日本でのマスコミ規制の沿革・現状を概観する。その際、日本で現在その是非が議論されている、いわゆるマス・メディア規制三法（①個人情報保護法案、②人権擁護法案、③青少年健全育成基本法案・青少年有害環境自主規制法案〔①のみ既に成立〕）について、その概要及び問題点

を検討する。また、比較の対象としては、アメリカとイギリス（英米法）を取り上げる。そして、最後に、それらの議論を十分に踏まえた上で、試論として、自分なりのマスコミ規制の理論を提示してみたい。

1. マスコミの概念

世間一般では、“マスコミ”という言葉の類義語として、“マス・メディア”や“マス・コミュニケーション”という言葉を使用している。すなわち、マス・メディア（mass media）という用語とマス・コミュニケーション（mass communication）、あるいはその短縮形のマスコミという用語は、必ずしも明確に区別の上、使用されている訳ではない。新村出編『広辞苑（第四版）』によれば、マス・メディアとは「マス・コミュニケーションの媒体。新聞・出版・放送・映画など。大衆媒体。大量伝達手段」とあり、これに対して、マス・コミュニケーションとは「新聞・雑誌・ラジオ・テレビジョン・映画などの媒体を通じて行われる大衆への大規模な情報伝達。大衆伝達。大衆通報。マスコミ」とある。両者は、互換性のあるものとして、不統一に使用されているのが通例である。この点、ドイツの社会心理学者ゲルハルト・マレッケは、1960年代後半（昭和40年代前半）に、マス・コミュニケーションを「メッセージが、公的に、技術的手段を通して、間接的に、かつ一方的に、分散している聴衆にあてて、伝達されるコミュニケーション形態」と定義し、これに基づき、マスコミとして、①プレス（新聞・雑誌等）、②映画、③レコード、④ラジオ、⑤テレビジョンの五つを導いた〔G・マレッケ 1965: 58-60〕。マレッケが導いた五つ

は、レコードがCDやMDに進化したと考えれば、今なおマスコミの中核の地位にある。このマレッケの主張は、古典的理解の典型例として注目に値する。ただし、「一方的に」、すなわち送り手と受け手との間に役割交換がないことを要件としている点は、インターネットによるパソコン・ネットワーク等の現代の新しい双方向メディアを包摂しえないことから、妥当でない。また、日本の社会学者の藤竹暁は、マス・メディアを、新聞、ラジオ、テレビ、雑誌、書籍、映画、CD、ビデオなど最高度の機械技術手段を駆使して、不特定多数の人々に対して、情報を大量生産し、大量伝達する機構およびその伝達システムと定義し、そのマス・メディアを使ってなされる活動を、マス・コミュニケーション（略称、マスコミ）と呼んでいる〔藤竹 2005: 12-13〕。私は、基本的にはこの藤竹の説を支持する⁽²⁾。しかし、あえて以下の記述においては、新聞紙・雑誌・ラジオ機器・テレビ機器等、媒体それ自体を強調する場合にはマス・メディアという用語を、これに対して、新聞社・出版社・ラジオ局・テレビ局等、主体を強調する場合にはマス・コミュニケーション、あるいはその略称たるマスコミという用語を使用していきたい。なぜならば、そう解することが英語の原義に忠実であるし（media = 手段、方法、媒介物、communication = 伝達、通信、連絡機関、報道機関）、また、事態の多面的かつ分析的把握に資すると考えるからである。

ただし、前述したように、現代は、インターネット社会の進展や放送と通信の融合によって、既存のメディア秩序が揺らぎ始めた時代であり、マス・メディアの大変革期である〔藤竹 2005: 3-5〕。すなわち、具体的には、科学技

術が日進月歩する現代社会においては、マス・メディア概念は次第に拡大してゆく傾向にある。これは、いわばマス・メディアの多様化現象と言える〔関口 2000: 1-3〕。その一例として、カセット・テープ、ビデオ・テープやコンパクト・ディスク（CD）、マイクロ・ディスク（MD）、さらには、デジタル・バーサティル・ディスク（DVD）、ファックス、パソコンやテレビ電話、携帯電話等が挙げられる⁽³⁾。今後ともマス・メディアはまだまだ変化し続けるであろうが、かかるニュー・メディアのなかで現在とりわけ重要となるのが、通信メディアの中心たるパソコンと携帯電話である。ここにおいてマスコミは、前述した如く、新たに①印刷メディア、②放送メディア、③通信メディアの三つに大別されるようになったのである。

この点、インターネット社会が進展すれば、前述したような伝統的マス・メディアの持つ意義は相対的に低下するとも考えられる。しかし、私は、如何にマス・メディアの多様化現象やインターネット化が進展したとしても、ニュー・メディアと伝統的マス・メディアとの質的差異は依然として解消されず、伝統的マス・メディアの持つ意義はより高まりこそすれ、低下することはないと考える。すなわち、一個人がインターネットによってある情報を不特定多数人に発信したとしても、受信者は通常それを一方的に妄信することはない。一個人の提供する情報には、時に多くの虚偽や作為が介在することを私たちの多くは認識しているからである。これに対して、同じ情報を一千万部以上の発行部数を誇る大新聞が発信した場合はどうか。私たちはそのマスコミの権威に目を奪われ、その情報を一方的に妄信してしまうことも

多く、そのことがいわゆるマスコミの報道被害や世論誘導等を生み出してしまふ。この場合、そのマスコミの権威は、当該マスコミが巨大化し、権力化しているという社会的事実由来する。伝統的マス・メディアは、その主体が巨大化し、権力化しているがゆえに、社会的権威を有する点で、新興のニュー・メディアとは質的に大きな差異があるのである。そこに今なお伝統的マス・メディアを独自に論ずる意義が存する⁽⁴⁾。

2. マスコミのもたらす機能及び弊害

(1) 機能について

マスコミのもたらす機能としては、まず、① 様々なニュースを私たちに届けてくれる報道の機能、② 歴史や文学等、雑多な知識を私たちに教えてくれる教育の機能、③ どれが良い商品かを伝えてくれる宣伝の機能、④ 芸能、スポーツ等、私たちを楽しませてくれる娯楽の機能などが考えられる[春原・武市 2006: 119]。さらに、権力の批判者としての機能が挙げられる。換言すれば、政府の検閲者としての役割である[清水 1979: 36, 44]。論者によっては、これを権力批判のための“番犬”機能と表現しているのは興味深い[駒村 2001: 53]。また、社会の木鐸としての機能が挙げられる。すなわち、国民に警告を発し、国民を教え導く役割である。この点、アメリカの学者ハロルド・ラスウェルは、既に1949(昭和24)年の論文において、マス・メディアの社会的機能として“環境の監視”ということを挙げていた。これは、マス・メディアが、社会の変化に対して人々が早期に適応できるように、警告を発するという意味である。すなわち、マス・メディアは、人々が決

断し行動するのに必要な知識を与える働きをするのである[春原・武市 2006: 119-120]。この点、私は、報道の機能と共に、権力の批判者としての機能と社会の木鐸としての機能とが、国民にとって最も必要とされる、マスコミの三大機能であると考えられる。マスコミ規制によって、この機能が損なわれるようなことは、決してあってはならない。マスコミ規制を検討する場合には、常にこのことを念頭に置く必要がある。

(2) 弊害について

マスコミのもたらす社会的弊害としては、まず、いわゆる報道被害が挙げられる。この点、現代においては、巨大化し、権力化することにより、社会的権威となったマスコミ(いわゆるマスコミの第四権力化⁽⁵⁾)が、報道を通じ、個人の基本的な人権を侵害する事態が生じている。具体的には、マスコミ自身が“真犯人”を作り出すことにより、個人を死にまで追いやるという事例さえ報告されている。

また、いわゆる恣意的操作報道も挙げられる。例えば、英語には、“メディア・イベント(media event)”という言葉があり、マスコミによって仕組まれた事件や報道を意味する。これは日本語の日常用語における“やらせ”に相当する言葉と言える[保岡 2002: 150]。マスコミのやらせ報道、すなわち事実をある意図の下、恣意的に操作して報道すること(恣意的操作報道)は、まさに各国共通の問題なのである。

さらに、インターネットは匿名性の社会であることから、それを悪用した詐欺や名誉毀損等の犯罪行為も大きな社会問題となっている。これは實際上、マスコミの問題というよりも、そ

れを利用する側の問題ともいえるが、その取締りが急務となっていることからしても、マスコミに何らかのルールや責務を課すことが必要となろう。

3. 放送と通信の融合現象について

放送メディアと通信メディアとは、次第に近づき、一体化する傾向にあることは、前述した通りであるが、かかる放送と通信の融合は、具体的には次の二つの現象からなっている。まず、①“通信の放送化”である。本来、電話という基本的な通信手段は“1対1”の使用が原則であった。しかし、インターネットのホームページの出現により“1対複数”の通信が可能となり、しかもさらに映像の送信まで可能となった。かかる通信の放送化の典型である映像配信サービスの主体の例としては、いわゆる第二日本テレビやギャオが挙げられる。このように通信で放送的なことが可能となったが、これらは放送法には一切、縛られず、野放図とも言える自由を謳歌している。次に、②“放送の通信化”である。本来、電波という放送手段は、VHFが基本であり、“不特定多数人”に流れるのが特色であった。そのため、その影響力の絶大さからして、放送法で厳格に規制され、縛られていた。しかし、現在では、ケーブルテレビのように、電波ではなくインターネットのプロトコルというラインを通して流れる放送が出現している。これはいわば“特定少数人”に対する放送と言え。このように放送で通信的なことが可能となっている。かかる放送と通信の融合という社会現象の下で、両者を上手くコントロールするために、法規制の抜本的見直しが要請されている。この点、通信の分野にも放送法

的規制を導入すると共に（通信の規制強化）、放送の分野も一定限度で自由化し（放送の自由化）、両者の垣根を低くすることが模索されている（菅谷 1997:126-78）。

また、放送の分野では、「ソフト」（通信・放送等の情報サービス）としてのコンテンツ（番組）と「ハード」（「ソフト」を提供するための設備）としての電波とが通常一体であった。例えば電波法で免許を附与されたテレビ局が自ら番組を制作していた。すなわち、「ハードとソフトの一致」（設備所有者がサービスも提供すること）が原則であった⁶⁾。これに対して、通信の分野では、「ハード」としての通信網はNTTの通信回線を借用し、「ソフト」としてのコンテンツの制作のみにかかわるのが通常であり、ハードとソフトとは分離している。例えば、ギャオはコンテンツを作るのが専門である。すなわち、「ハードとソフトの分離」（設備所有者とサービス提供者が一致しないこと）が原則なのである。しかし、放送のデジタル化は多チャンネル化をもたらし、その結果、放送の分野でも、通信の分野と同様、「ハードとソフトの分離」が進展するであろう。これも放送と通信の融合という社会現象の一例と言えよう（長谷部 1992:139-42）。

そもそも放送と通信の融合の実体は、放送の分野で蓄積された膨大なコンテンツを通信の分野で使用させてほしいということにある。すなわち、1953（昭和28）年、公共放送としてのNHKや初の民間放送としての日本テレビがテレビ放送を開始して以来、放送局には膨大な番組が蓄積され、いわば知的財産として残っている。通信事業者はそれを配信することによって、莫大な数に上るテレビ視聴者をインター

ネットの世界に連れてくることを狙っている。そしてさらに、彼らに自社のショッピングモールを利用してもらい、巨万の利益を得ることを目論んでいる。このように、通信の側は、放送と通信とが融合することで、多くのメリットを享受しうる。これに対して、放送の側には、それほどのメリットがあるとは考えられない。それゆえ、これまでの放送と通信の融合への具体的試みは、積極的な通信の側に対して、放送の側が難色を示したことで、頓挫してきたのである（例えば、近時のライブドアによるフジサンケイグループに対する統合提案や楽天によるTBSに対する統合提案など）⁽⁷⁾。また、テレビ番組には著作権があることから、その問題の解決なしには、通信の側がテレビ番組を自由に配信することはできない。放送と通信の融合が現象面だけではなく、両者の経営統合という形で組織面でも現実化するためには、まだまだ多くの課題が残されているといえよう。

この点、通信と放送の融合という社会現象の最も身近な具体例としては、一つの光ファイバー回線でインターネット、電話、テレビを同時に行なう、いわゆる“トリプルプレイ”が挙げられる。今後、光ファイバー回線は、各家庭に急激に普及してゆくであろう。例えば、NTT東日本の光ブロードバンドサービスは、平成18年度1年間で150万契約も増加し、同年度末で累計契約者数が340万契約を突破したという。これは、同社のADSL回線契約者数よりも多い。統計の上からも、放送と通信の融合の急速な進展が読み取れよう。また、放送と通信の融合の究極的な例としては、近時、アメリカで人気が集中しているティーボ（TiVo）というサービスが挙げられる。まず、この制度では、

加入者はハードディスクレコーダーを購入し、月々一定の会費を支払う。すると、電子番組表が配信されるが、その内容はアナログ地上波や衛星放送、ケーブルテレビなど様々な媒体で放送されている番組で構成されている。そして、加入者は、電子番組表に掲載されている番組をクリックすれば、自動的に番組がハードディスクレコーダーに保存され、いつでも好きな時間に視聴することができるという。これは完全なる放送と通信の融合といえ、全米で急速に普及している。現在の会員は300万人以上にのぼると報告されている。ティーボの日本への上陸も近いと予想されている [佐々木 2006: 22-3]。

4. 日本の沿革及び現状

まず、歴史的沿革から概観していくが、戦前・戦中には、明治憲法の下、新聞紙法、国家総動員法、言論集会出版結社臨時取締法、戦時刑事特別法、治安維持法、治安警察法、讒謗律等、様々な言論統制法規が存在していた。そして、終戦直後には、ポツダム宣言に基づき、かかる言論統制法規は全て撤廃されたが、GHQ（連合国軍総司令部）により、言論及び新聞の自由に関する覚書、日本新聞規制に関する覚書（いわゆるプレスコード）などが出され、事実上のマスコミ規制が行われた。さらに戦後、GHQによる占領が解除されると、「倫理規制」あるいは「自主規制」と呼ばれる事実上のマスコミ規制が行われるようになった。この点、昭和21年7月に出された新聞倫理綱領がその嚆矢であり、これ以降、出版・販売・映画・放送・広告の各部門にわたって、各種の自主規制に関する組織ないし規約が順次、作られることとなった。

つぎに、現状の法制であるが、①放送メディアについては、有限な公共の電波を用いることから免許制とされ、いわゆる公正原則（公平原則）が採用されている（放送法3条の2第1項）。また、放送法以外にも、電波法、公衆電気通信法等に制限規定が散在しており、他のメディアと比べ、さまざまな規制がある。ただし、公正原則は単なる訓示規定と解されている⁽⁸⁾。②通信メディアについては、通信の秘密という原則があるものの（憲法21条2項後段）、その他は特に規制はない。③印刷メディアについては、新聞につき、商法の特別法である日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律が存在する程度であり、ほとんど規制は存在しない。このように、マスコミに対する法的規制は、他国と較べて少ない。他方、これに対して、郵政当局等の「行政指導による規制」及び前述の新聞倫理綱領等のいわゆる「倫理規制」あるいは「自主規制」が広汎に行われており、これらの非法的規制が、時には事実上、法的規制以上の強い統制力を持っている。このように、法的規制が少ないのに対して、非法的規制が広汎に行われるのが、日本の特色と言える〔榎原1996:24-29〕。

しかし、かかる状況の下、近時、日本においてもマスコミを法的に規制しようとする動きが活発となり、国民の注目の的となっている。いわゆるマス・メディア規制三法（①個人情報保護法案、②人権擁護法案、③青少年健全育成基本法案・青少年有害環境自主規制法案〔①のみ既に成立〕）がこれである⁽⁹⁾。例えばマス・メディア規制基本法といったようなマス・メディア規制を目的とした独自の単独立法ではなく、

それぞれ趣旨や目的を異にする個別立法の中にマス・メディア規制の条項がちりばめられている点に特色がある。以下、項を改めてこのマス・メディア規制三法の内容と問題点を検討していく。

5. いわゆるマス・メディア規制三法について

まず、個人情報保護法についてであるが、同法はマスコミを中心とする国民の強い批判の下、一度は廃案となったものの、修正の上、再提出され、2003（平成15）年に可決成立した法律である。同法は、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としている（1条）。そして、「個人情報取扱事業者」（個人情報データベース等を事業の用に供している者）（2条3項）に個人情報保護のため、様々な法的義務を課した（15条以下）。具体的には、個人情報の収集や利用の制限及び提供の制限、個人情報の開示・訂正・利用中止請求権の保障などが挙げられる。この点、「放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関」が「報道の用に供する目的」で個人情報を取り扱う場合には、かかる法的義務は免除される（50条）。しかし、マスコミも報道以外の目的による個人情報にはかかる法的義務を負うし（例えば、調査や研究目的の個人情報、バラエティやドラマ番組作成目的の個人情報、視聴者や購読者の個人情報）、しかも報道目的か否かの第一次的判断権者は主務大臣（例えば、新聞は文部科学大臣、放送は総務大臣）である（32条以下）。マスコミの報道目的であるとの主張が受け入れられる保障はない。例えば、新聞記者の正当な取材行為が報道目的を逸脱してい

るとして制限される可能性がある。また、マスコミの取材対象者に個人情報保護の法的義務が課せられている場合には、マスコミの取材活動は大きく制限されるが、その点の手当ても何ら為されていない⁽¹⁰⁾。このように、同法は依然として多くの問題点を抱えていると言わざるをえない[松井 2005: 156-176]。

次に、人権擁護法案についてであるが、同法案は2002(平成14)年に国会へ提出されたものの、強い批判を受け、翌年、廃案となった。さらに、2005(平成17)年、突如、政府・与党は、一部修正の上、再提出を試みたが、自民党内で批判が噴出し、提出を断念した。しかし、政府・与党はなお法案成立に意欲を見せている。マスコミは、同法案の真の目的がマス・メディア規制にあるとして、終始一貫、反対の立場に立つ。同法案の目的は、「人権擁護に関する施策を総合的に推進し、もって人権尊重社会の実現に寄与すること」にある(1条)。そして、同法は、マス・メディアの人権侵害として、「報道機関等」が報道にあたり「犯罪行為により被害を受けた者、犯罪行為を行った少年」などの「私生活に関する事実をみだりに報道し、その者の名誉又は生活の平穏を著しく害すること」を挙げる。また、同じく取材にあたり「その者が取材を拒んでいるにもかかわらず」、「つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり」および「電話をかけ」る等の行為を「継続的に又は反復して行い、その者の生活の平穏を著しく害すること」もマス・メディアの人権侵害として挙げている(42条)。かかるマス・メディアの人権侵害に対しては、新設の「人権委員会」(5条以下)が「人権救済手続」(例・勧告、仲裁、調停、訴訟援助)を講ずることとなっている(37条以

下)。確かに、マスコミの報道によるプライバシー侵害や集団的過熱取材(いわゆるメディア・スクラム)の問題は深刻と言える。しかし、列挙事項の如き行為は通常、報道や取材に随伴するものとも言え、極論すれば、取材対象者が拒めば報道や取材をすることはいけないということにすらなりかねない。同法案は、マスコミの過剰規制の危険性が極めて高い点が最大の問題といえよう[松井 2005: 178-199]。

最後に、青少年健全育成基本法案及び青少年有害環境自主規制法案についてであるが、これらは、2002(平成14)年の通常国会に法案提出が予定されていたが激しい批判に晒され提出断念に追い込まれた青少年有害社会環境対策基本法案を二分割し、多少の修正を施した法案である。前者は2004(平成16)年の通常国会に提出されたものの、廃案となった。これらの法案も不当なマス・メディア規制であるとの強い批判があるが、政府・与党はなお法案成立に意欲を見せている。青少年健全育成基本法案は、「次代を担う青少年を健全に育成していくことが我が国社会の将来の発展にとって不可欠の礎であることにかんがみ」、「青少年の健全な育成に関する施策を総合的に推進すること」を目的とする(1条)。そして、それを受けて青少年有害環境自主規制法案は、事業者の自主規制を促している。具体的には、青少年に有害な図書について、事業者が協会を設立し、一定の規約ないし協定を締結(さらに、主務大臣への届出)して、一般消費者からの苦情の処理等を行うことを要求している。その際、主務大臣がそれを助言・指導することになっている。同法案によれば、マスコミ業界も、青少年に有害な表現についての苦情処理等のための協会を設立し、主務

大臣の監督を受けることになる。しかし、それが表現の自由（憲法21条1項）の問題であるだけに、かかる制度がマス・メディアに事実上強い萎縮の効果を持ち、不当な行政の介入を招かないかが大いに懸念される〔松井 2005: 202-218〕。

6. アメリカおよびイギリスの沿革及び現状

(1) アメリカについて

アメリカでは、1920年代から各地でラジオ局が急増したことにより、1927（昭和2）年にラジオ法が制定されて、連邦ラジオ委員会が設けられた。この法律は、電波を公共財産とみなし、ラジオ事業を免許制とした。そして、1934（昭和9）年、連邦ラジオ委員会を連邦通信委員会（FCC）に改組し、同委員会に、通信法により免許基準策定権、免許附与・停止権等を含む広汎な規則制定権が附与された。この広汎な権限附与は、1943（昭和18）年の連邦最高裁の判決でも支持された。連邦通信委員会は、この権限を行使し、種々の放送規制を行なったが、その中でも最も重要なのがいわゆる「公平原則（公正原則）」（Fairness Doctrine）の政策的な拡大適用である〔Lipschultz 2000: 60-2〕。その法的根拠は、1927年のラジオ法第18条の公平原則であった⁽¹¹⁾。これは、放送メディアに対して、いわゆるアクセス権（具体的には広義の反論権）を認めたものとして注目に値する⁽¹²⁾。連邦通信委員会の放送メディアに対する公平原則の政策的な拡大適用は、1969（昭和44）年の連邦最高裁の判決においても是認された〔Barron 1973: 146-49〕。このように、アメリカでは伝統的に周波数の希少性を理由に放送に対する大幅

な規制が認められてきた。しかし、現在では科学技術の進歩により周波数の希少性は減少し（例えば、衛星放送、ケーブル放送、光ファイバー放送等）、もはや周波数の希少性は放送の免許制や公平原則適用の根拠とはならないとする見解が有力である〔Lipschultz 2000: 62-4〕。この点、連邦通信委員会は1985（昭和60）年の段階で、周波数の希少性はもはや存在せず、公平原則は表現の自由を抑圧しているとの報告書を出し、ついに1987（昭和62）年に連邦通信委員会は、公平原則の廃止を決定した。その後、公平原則を立法化しようという動きもあったものの、未だ実現していない〔Lipschultz 2000: 67-70〕。この点、連邦最高裁も、すでに1973（昭和48）年における放送局の意見広告拒否の合憲性が争われた事件において、放送局の編集権を理由に意見広告拒否を支持し、アクセス権に否定的態度を表明していた。ただし、放送の社会的影響力の強大性に鑑みて、放送の分野に特有の様々な規制がなされている。例えば、連邦通信委員会は、猥褻的表現と同様、「品性を欠く」表現も禁止している。この点、連邦最高裁も1978（昭和53）年の判決で修正1条に違反しないとしている。また、1984（昭和59）年、ケーブル・テレビの規制を目的に、ケーブル・コミュニケーション政策法が制定され、自治体の関与が認められている。同法は、1992（平成4）年に規制強化が図られている〔Franklin and Anderson 1995: 1-95〕。さらに、1996（平成8）年の通信法の改正において、暴力やセックスを取り扱った放送の受信を拒否する装置をテレビへ組み込むことが義務付けられている。同年の通信法の改正は大改正であったが、マルチ・メディア時代に対応すべく、連邦通信委員会の

マスコミ集中排除政策につき規制緩和を図っている点は、注目に値する [榎原 1996: 105]。そして、近時の再改正 (2003 [平成15] 年) では、さらなる規制緩和が図られ、放送局と新聞社の同時所有の解禁、一つの企業が買収できるテレビ局数の増加等が認められた。また、連邦通信委員会は、著作権を保護すべく、2005 (平成17) 年7月以降、コピー防止用のコードを認識しないビデオ録画機器の製作・輸入を違法とした。放送は、マルチ・メディア時代の到来により、最も激しい変化が予想される分野といえる。この点、リップシュルツは、インターネットは完全な印刷物でも完全な電子マス・メディアでもなく、インターネットが表現の自由の制限や制約をこれまで以上に明らかにする絶好の機会を提供するであろうと述べている。また、インターネットは放送でもあり、公共通信メディアでもあるため、従来型の規制モデルは通用しない。さらに、インターネットは、広告活動の媒体であり、核心的で本音の政治的言論の媒体でもあるとする [Lipschultz 2000: 9-11]。やはりその影響力の絶大性からして、ある程度の規制強化は避けられないであろうが、その規制の適法性・妥当性が十分に検討される必要があるであろう。

近時 (1995 [平成7] 年) のアメリカにおけるマス・メディアに対する国民の意識調査では、国民の三人に二人はマス・メディアについて意見を持たないか、あるいはマス・メディアを肯定していないという [Fallows 1996: 21]。その理由とするところは一義的に明確ではないが、おそらくマスコミの興味本位で扇情的な報道や報道被害、いわゆるメディア・スクラム (集団的加熱取材) やメディア・イベント (過

剰演出報道) 等にその原因があるのであろう。しかし、それにもかかわらず、アメリカではマスコミを法的に包括規制しようという動きがほとんど見られないのは、やはり国民の知る権利に奉仕するマスコミの役割が高く評価されているからであろう。

(2) イギリスについて

イギリスの放送制度については、国王の特許・免許に基づいて運営されている公共放送 (BBC) と、放送法に基づいて運営されている商業放送の二元体制を採用している。BBCは国王が交付する免許・協定書とBBC経営委員会決議により、これに対して、商業放送は放送法により、番組内容に関する一般的な規定が設けられている。閣僚には任務に関する事項の放送要求・放送禁止要求の権限が認められている。そして、放送水準の向上のために放送法に基づく法定機関である放送基準評議会と放送苦情処理委員会が設けられている。前者は放送番組に関する行動綱領の制定や番組内容についての一般的な苦情処理を、これに対して、後者は放送番組によって具体的に不利益を受けた者の苦情処理をそれぞれ主たる任務としている。この点、放送メディアについても、印刷メディアと同様、やはり反論権は認められていない。イギリスでも、マス・メディアとりわけ大衆紙によるプライバシー権の侵害等が大きな社会問題となっており、1980年代末以降、それに対する批判の高まりから、国会の場でも反論権法案が議員立法の形で提出される事態となった。しかし、1990 (平成2) 年、国会の担当委員会は反論権の立法化の必要性を認めず、マス・メディアによるプライバシー権の侵害等の問題

は、専らマス・メディアの自主規制や倫理の領域で扱われることになった [MacDonald 1993: 121-43]。また、近時の動きとしては、2003 (平成15) 年、放送と通信の融合という時代状況に対応するため、従来の放送・通信関係諸機関を統合して通信庁 (OFCOM) を新設し、放送・通信分野の新たな規制枠組みとなる通信法を制定した。同法において、BBCの規制を OFCOM が行なうものとし、その他のテレビ事業の規制体系や複数のメディア所有の規制緩和なども規定している [田中 2003: 89]。今後は、放送と通信とを一括した法体系の確立が各国の急務となろう。さらに、2006 (平成18) 年、BBCの本格的な経営改革が進められている。具体的には、BBC経営委員会を廃止し、規制・管理を専門に行なうBBCトラストと、日常的な業務運営に責任を持つ理事会 (執行役員会) を新設している。その目的は、執行機関と監督機関とを分離し、業務を適正ならしめようとするところにある。

不文憲法の国であり、判例法主義の国であるイギリスでは、そもそもマスコミの自由を保障する憲法はもちろん、法律も存在しない。それは判例の集積の中から解釈によって知ることが出来るだけである。それゆえ、時には日本の憲法では違憲となりかねないようなマスコミ規制が内閣の行政や国会の立法によって行なわれることもある。しかし、イギリスには古くから法の支配や民主政の伝統がある。不当なマスコミ規制は、司法により、また、市民レベルの幅広い議論を土台として形成された民意により、是正されてきた。イギリスには、フランスのように、法に対して過度に依存する法文化は存在していない。マスコミ規制が法の支配や民主政で

上手くコントロールされている点が、イギリスの最大の特徴であり、それは大いに参考にすべきであろう [Congleton and Swedenborg 2006: 1-27]。ただし、イギリスの学者であるカーレイとサンダースが次のように述べている点は注意すべきである。すなわち、イギリスでは、ここ数年のインターネットの急激な普及とその進歩に対して、法の変化のペースが遅いため、既存の法を新しい法的状況に上手く適応させる必要性が生じてきている。例えば、ハード・コア・ポルノグラフィから子供を護るのを反対する人は少ないが、それがインターネットの世界の場合には、インターネットの性質上、それに上手く対処するには、法の“challenge”が必要となる。裁判所が、歴史的に“lawless”なインターネットのサイバー・スペースの世界で行なわれた行為に対して、既存の法を駆使し課罰や救済を行なうことを求められる機会が増加していると [Carey and Sanders 2004: 203]。また、同じくイギリスの学者であるホッグアートも次のような警句を発している。マス・コミュニケーションは私たちの相互理解の促進や大小の紛争の減少に本当に役立つのであろうか。それを肯定することは神話である。全てを知ることが、全てが与えられることではないのだ。情報はそれ自体、空虚なものなのだ。全ての情報を瞬時に受け取ったからと言って、自動的に深い理解や知恵が得られる訳ではない [Hoggart 2004: 2]。いずれの言説にもイギリスの文化や歴史が感じられ、実に興味深いと言えよう。

7. 試 論

思うに、放送と通信の融合現象に鑑みれば、放送と通信とを統一的、一体的に規制すること

が是非とも必要となる。この場合、前述したように、通信の分野にも放送法的規制を導入すると共に（通信の規制強化）、放送の分野も一定限度で自由化し（放送の自由化）、両者の垣根を低くすることが求められる。この点、放送と通信とを通じてマスコミのあり方を総合的に規制する法律の制定も検討に値するが、インターネット社会は、以前であれば有限の電波の使用を許可された放送局のみしかなしえなかった、強い社会的影響力のある映像の即時的・世界的発信を個人レベルでさえ可能にした。また、BS（放送衛星）やCS（通信衛星）の利用により放送チャンネルは多チャンネル化し、電波の有限性は希薄化している。とするならば、電波の有限性を根拠に、放送を免許事業とし、厳格な規制を置く意義は相対的に低下している。よって、放送と通信の融合現象下のマスコミ規制は、原則的には規制緩和、自由化の方へ向かうであろう。しかし、その一方で、放送と通信が融合したことにより、旧来のマスコミが持っていた弊害が一層、助長されかねないという面もあり、場面によっては法による積極的な規制が要請されてくると考えられる。

まず、前述したように、インターネットの匿名性を悪用した詐欺や名誉毀損等の犯罪行為が大きな社会問題となっているが、これは通信の分野での古典的原則である通信の秘密（憲法21条2項後段）にも変化を要請している。インターネット犯罪を防止・解決するためには、通信事業者やプロバイダー、さらにはネット利用者個人に対して、通信の宛先や内容の開示を求めなければならない場合も多い。しかし、かかる場合の開示基準につき統一した法的ルールは未だ確立されていない。インターネット犯罪は

被害者が不特定多数人となり、被害が甚大なものとなりがちであることに鑑みても、明確で実効性のある基準の設定が求められよう。

また、前述のマスコミによる報道被害を防止するためには、北欧のスウェーデンで導入されている犯罪報道の匿名報道主義の採用が検討に値する。スウェーデンの新聞・放送の全てを対象にした報道倫理綱領（1923〔大正12〕年制定、1974〔昭和49〕年改定）の報道基準集15条は、次の如く規定している。

「一般市民にとって氏名に明白な社会的関心が無い限り、氏名の公表が人権侵害となるような報道はやめるべきである。とりわけこのことは、被疑者・被告人・囚人に当てはまる。」

かかる原則の下、政治家、官僚、大企業幹部等の公人以外の一般市民の刑事事件については、被疑者・被告人・受刑者を問わず、氏名は報道されていない。これは、犯罪に対する処罰は法廷で下されるものであり、マスコミがさらし者にするという罰はあってはいけないという思想に基づく。実名報道をすれば、犯人本人の社会復帰を困難にするし、家族や友人にさえ苦痛を与える。特に、犯人の子供たちは周囲から白眼視され、十全な人格形成が大きく阻害されかねない。匿名報道主義を採用すればかかる弊害は回避しうるし、また、マスコミは扇情的で興味本位な犯人探しに振り回されずに、警察や政治家、大企業等の権力の不正を監視するという前述の権力の批判者としての役割に精力を傾注しうる〔浅野 2004: 365-385〕。日本においてもかかる匿名報道主義の採用を検討すべき時期に来ているのではなかろうか。

さらに、前述のマスコミによる恣意的操作報道を防止するためには、いわゆる公正原則（公

平原則) (放送法3条の2第1項)を単なる道徳的・訓示的規定と解するのではなく、何らかの法的意味を持たせることが考えられる。すなわち、巨大マスコミに報道内容の公正性・中立性の確保を法的に要求するのである。また、商法の世界において、法的には営利社団法人である巨大株式会社に、その社会的影響力の絶大さゆえ、法の明文なしに社会的責任を認めようとする議論があるが⁽¹³⁾、それと同様に、巨大マスコミに対して、その社会的影響力の絶大さからして、それ相応の社会的責任を法的に認めることも考えられる⁽¹⁴⁾。ただし、かかる法的責任を肯定するとしても、全てのマスコミに認める必要はなく、私たちがその権威に目を奪われ、その情報を一方的に妄信してしまうような社会的権威を有する、巨大化・権力化した伝統的マス・メディアを対象とすれば足りる。また、マスコミに対する不当な制約とならないように、細心の配慮が必要であり、要件を明確に規定すべきである。この点、規制すべきは人権にとって脅威となり、かつ、国家と同視しうるような権力を持つマスコミだから、原則として、対象は少なくとも全国に自己の意見・情報を伝播しうるだけの力を持つマス・メディアに限るべきであり、購読者数や視聴者数で限定すべきである。また、当該マスコミに「公平(公正)・中立」を標榜するか否かの選択権を与え、原則として、それを標榜する場合のみ規制すべきである。すなわち、マスコミ自身に私的機関に徹するのか、公的機関たらしめるのかの選択権を附与するのである。公的機関であれば、規制は不可避なのである。アメリカのニューヨーク・タイムズやワシントン・ポストなどの大新聞が、“independent (独立)”の看

板を高く掲げ、自由を謳歌しているのを想起すべきである。例えば、アメリカでは、それらの大新聞が選挙になると民主党候補を応援、支持するのは常識視されているという。すなわち、欧米では、独立の看板を掲げる新聞が選挙で特定候補を支持することは、むしろ当然な事として社会的に認知されている[原 1999: 100]。「公平(公正)・中立」(すなわち、公的機関)の立場か、「自主独立」(すなわち、私的機関)の立場かの選択権を当該マスコミ自身に附与し、原則として前者を選択した場合のみ規制するという、この要件により、マスコミに対する過度の制約となる危険性を回避しようとする。そもそも報道すべき事実の選択は、厳密な意味では決して「公平・中立」に行なわれうるものではなく、常に特定の評価枠組みを前提としてしか成り立たない。その意味では真に「公平・中立」な報道などありえない。しかし、自ら公的機関として「公平・中立」を標榜する以上、その公平性・中立性を第三者から検証されることは甘受せざるをえない。この場合、マスコミに説明責任を負わせてもあながち不当とはいえないだろう。

以上の如く“法”でマスコミを規制しようとする見解に対しては、法律で規制することの権力性を指摘し、いわゆる業界の自主規制や倫理綱領、あるいは、行政府の通達や行政指導で対処すべきとする見解もある。だが、自主規制や行政指導等が事実上、法律以上の厳しい規制として働き、人権抑圧の口実とされて来たことは歴史的事実である。法律で決めるということは、取りも直さず、我々が直接選挙で選んだ代表者が公開の場所で決めるということである。マスコミ規制は、業界の自主規制や倫理綱

領等に委ねるのではなく、法律で規定することがむしろ憲法の大原則たる民主主義（前文、41条）の要請に適うのではなからうか。また、業界の自主規制や倫理綱領等に委ねていたのでは前述の如き弊害が一向に解消しないからこそ問題なのであり、もはやマスコミを法的に規制することを考える時期に来ているのではないか。しかし、このことはマスコミ自身の自主規制や倫理綱領による健全化の自助努力を否定するものでは決してない。十分な手続的適正の保障の下、当該業界の倫理綱領が策定されている場合には、その内容は立法においても最大限に尊重されるべきであるし、法律と矛盾抵触しない範囲では効力を積極的に肯定してよい。また、マスコミに対する苦情は第一義的には当該マスコミ自身が処理すべきであるから、新聞、放送などの業界ごとに独自の苦情処理機関の設立を認め、第一次的処理はそこに任せるという行き方が妥当だろう⁽¹⁵⁾。

そして、究極的には、マスコミ機関について憲法に規定を設け、その存在および地位、あるいは権利および義務につき明確化することが妥当であろう。憲法は、言うまでもなく国の最高法規であり（憲法98条1項）、国家の根本法⁽¹⁶⁾だから、マスコミのあり方を憲法に規定することの意味は大きい。この点、本来的に私的機関であるマスコミ機関につき、公法たる憲法に明文を置くことは不当のようにも思える。しかし、本来的に私的機関である政党がやがて憲法を頂点とする実定法によって認知された経緯に鑑みれば、十分にありうる対応であろう。政党は、国家からの敵視、無視、法制化、憲法的編入の各段階を経て、公的地位を認められてきた（H・トリーベルの政党四段階説）[坂本 1993:

180]。そして、実際にドイツ、フランス等、主にヨーロッパ大陸諸国の憲法では政党に関する条項を持つものが多い。とりわけドイツ憲法には、ナチス時代の苦い歴史的経験の反省から、政党の義務につき詳細な規定がある⁽¹⁷⁾。現時点では、マスコミ機関の存在および地位等について憲法に明文を置いている国はほとんどないが⁽¹⁸⁾、マスコミ機関が巨大化、権力化し、国家権力に比肩するどころか、事実上、それを凌ぐ程の力を有するようになった現在、憲法上の明文化も検討されて然るべきである。マスコミの諸自由で最大限の配慮をしつつ、マスコミ機関について憲法に規定を設け、その存在および地位、あるいは権利および義務につき明確化することは、マスコミの健全化に大いに資するであろう。

[投稿受理日2007.5.26 / 掲載決定日2007.6.12]

注

- (1) 紙幅の関係上、本稿においては今後のマスコミ規制のあるべき方向性を大枠で示すに止める。詳細な各論の提示は今後の研究に委ねたい。
- (2) マスコミの概念は、論者によりかなりニュアンスに違いがあり、千差万別で錯綜している。この点、私はこの藤竹の説が分かり易く、実体把握にも資すると思われる。
- (3) 以下、これらの新しいマス・メディアを“ニュー・メディア”と呼び、これに対して、マレッケが指摘したような従来からの古典的マス・メディアを“伝統的マス・メディア”と呼ぶ。
- (4) この点で、現在においても、マレッケの古典的定義には一応の支持が与えられて良く、それを中核として、ニュー・メディアをも視野に入れて議論してゆくという態度が望まれよう。
- (5) 通常、マスコミの権力性を批判的に言及するために使われる「第四の権力」という言葉の原語は、英語の“The Fourth Estate”であり、“第四番目の社会的財産”という意味である。これは、19世紀のイギリスで、社会の木鐸としての新聞の役割を

- 高く評価し、①僧侶出身の上院議員、②貴族出身の上院議員、③下院議員に次ぐものとして新聞（記者）を社会的に位置付けたものである。すなわち、元々はプラス評価の言葉だったのである [山口・渡辺・岡 2001: 293]。
- (6) もちろんテレビ局が番組制作を番組制作会社へ下請けに出すことも通常行なわれているが、その番組制作会社はそのテレビ局のなかば子会社化していることが多く、テレビ局の強い支配下にあり、テレビ局が番組編集権を持つ場合が通例である。
- (7) この場合のテレビ局側の経営統合のメリットとしては、①インターネットを通じた番組宣伝、②インターネットを駆使した新しい番組作り、③オンデマンド形式による番組提供、④インターネットを通じた視聴者同士のコミュニケーションの拡大等が考えられる。
- (8) この点、放送法3条の2第1項は、番組編集にあたって遵守すべき事項として、公安および善良な風俗を害しないこと（1号）、政治的に公平であること（2号）、報道は事実をまげないこと（3号）、意見が対立している問題についてはできるだけ多くの角度から論点を明らかにすること（4号）を掲げている。このうち、2号と4号の2つの要請が、いわゆる「公平原則（公正原則）」と呼ばれているものである [松井 2002: 465]。この原則とその実効可能性に関しては、膨大な研究が蓄積されているが、その評価は後日に譲る。
- (9) さらに、裁判員法や憲法改正国民投票法におけるマス・メディア規制も問題となっているが、紙幅の関係上、検討は後日に譲りたい。
- (10) 内部告発者保護のために公益通報者保護法が制定されているが、同法は行政機関に通報した内部告発者を保護の対象とし、マス・メディアに通報した内部告発者は保護の対象としていない [松井 2005: 175]。
- (11) この点、公平原則を規定するラジオ法第18条は、具体的には、いかなる免許人も、公職の法的に資格をもつ候補者に放送局の利用を認める場合には、当該公職の他のすべての同様の候補者に対し当該放送局の利用において平等の機会を提供しなければならない旨、規定していた [堀部 1978: 144-145]。
- (12) この点、アメリカでの反論権の提唱者であるバロンは、アメリカのコミュニケーション政策は、自由な個人の表現というロマンティックな概念、すなわち思想の市場は自由に近づきうるという仮説の虜になっているが、自由放任の経済理論はアメリカ人の生活における思想の交流を律するには不十分かつ不適切であるとして、反論権導入を積極的に主張していた [Barron 1978: 300-3]。
- (13) 近時のいわゆるライブ・ドア事件や村上ファンド事件等の影響により、再び企業の社会的責任論が商法において注目を浴びている。
- (14) この点、ドイツでは、州の出版法が明文でプレスの公的責任を定めており、マス・メディアの公的責任論ないし公的責務論として知られている。 [松井 2003: 256-257]。
- (15) その点で、青少年有害環境自主規制法案において、業界ごとに「協会」を設立させ、自主的に有害図書規制させようとしている方向性自体は間違っていない。しかし、主務大臣の関与が広く認められている点が、過度な規制の端緒となりかねず、大いに問題といえる。
- (16) 「憲法」という語には、①おきて、のり、という法一般の意味と、②国家の基本にかかわる根本法という意味との二つが含まれるとされる [佐藤幸 1995: 3]。
- (17) ドイツ憲法は、いわゆる“闘う民主政”の立場から、反自由主義・反民主主義の政党を違憲とし、党内民主主義、政党の財政報告義務等を明文で規定している [樋口・吉田 1994: 182]。
- (18) この点、ロシア連邦憲法には、「マス・メディアの自由は、保障される」という明文がある（29条） [樋口・吉田 1994: 318]。

参考文献

- Barrie MacDonald [1993] *Broadcasting in the United Kingdom*, Mansell Publishing Limited.
- James Fallows [1996] *Breaking The News*, The Wendy Weil Agency, Inc.
- Jeremy Harris Lipschultz [2000] *Free Expression in the Age of the Internet*, Westview Press.
- Jorome. A. Barron [1973] *Freedom of the Press for Whom?*, Indiana University Press.
- Marc Franklin & David Anderson [1995] *Mass Media Law*, Foundation Press.
- Peter Carey & Jo Sanders [2004] *Media law*, Thomson.
- Richard Hoggart [2004] *Mass Media In A Mass Society*,

Continuum.

- Roger Congleton & Birgitta Swedenborg [2006]
Democratic Constitutional Design And Public Policy,
Massachusetts Institute of Technology
- 浅野健一 [2004] 『犯罪報道の犯罪』 (新風舎)
- 榎原 猛編 [1996] 『世界のマス・メディア法』 (嵯
峨野書院)
- ゲルハルト・マレットケ [1965] 『マス・コミュニケー
ション心理学』 NHK放送学研究室訳 (日本放送出
版協会)
- 駒村圭吾 [2001] 『ジャーナリズムの法理』 (嵯峨野
書院)
- 坂本昌成 [1993] 『憲法理論 I』 (成文堂)
- 佐々木俊尚 [2006] 『『放送と通信の融合』とは』 (『総
合ジャーナリズム研究No. 195』 東京社)
- 佐藤幸治 [1995] 『憲法』 (青林書院)
- 清水英夫 [1979] 『言論法研究』 (学陽書房)
- 菅谷 実編 『通信・放送の融合』 [1997] (日本評論
社)
- 関口 進 [2000] 『メディア・コミュニケーションの
多様化』 (学文社)
- 田中嘉彦 [2003] 『2003年通信法 - 新時代の通信規制
改革』 (『ジュリスト』 1257号 有斐閣)
- 長谷部恭男 『テレビの憲法理論』 [1992] (弘文堂)
- 原 寿雄 [1999] 『ジャーナリズムの思想』 (岩波書
店)
- 春原昭彦・武市英雄編 [2006] 『ゼミナール日本のマ
ス・メディア』 (日本評論社)
- 樋口陽一・吉田善明 [1994] 『解説世界憲法集』 (三
省堂)
- 藤竹暁編 [2005] 『図説日本のマスメディア』 (日本
放送出版協会)
- 堀部政男 [1978] 『アクセス権』 (東京大学出版会)
- 松井茂記 [2005] 『マス・メディアの表現の自由』 (日
本評論社)
- [2003] 『マス・メディア法入門』 (日本評論社)
- [2002] 『日本国憲法』 (有斐閣)
- 保岡裕之 [2002] 『メディアのからくり』 (KKベスト
セラーズ)
- 山口功二・渡辺武達・岡 満男 [2001] 『メディア学
の現在』 (世界思想社)